

「十勝関係人口創出・オンライン交流事業」委託業務 企画提案指示書

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課

1 業務名

「十勝関係人口創出・オンライン交流事業」委託業務

2 業務の目的

若者を中心とした首都圏や札幌圏への人口集中等により、十勝地域において、地域づくりの担い手になる人材不足が課題となっている。こうした課題に対し、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、十勝地域と多様に関わるとともに将来的な移住者の増加になりうる「関係人口の創出」を図ることが必要である。

本事業では、関係人口の創出・拡大のため、十勝地域に関心のある管外の住民に十勝への興味を増進させ、十勝の関係人口として誘引するための交流の場構築や情報発信等を目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 十勝関係人口の創出と拡大に向けたオンライン形式による交流イベントの開催

十勝地域に関心のある管外の住民が、非訪問でも十勝の魅力や課題に触れながら地域創生の現場で活躍されている方や十勝ファンと交流することで、更に十勝に関わりを持とうとするきっかけとなる交流イベントを複数回開催すること。

異なるターゲットやテーマを設定し、地域活動の魅力を発信出来るゲストスピーカーを招き、参加者と意見交換ができる内容とすること。

【内容】

ア 参加者の利便性に配慮し広く普及されているシステム（Zoom等）を活用すること。

イ 毎回、原則10名程度の参加者を確保し、最低2回は開催すること（最小開催人数は5名とすること）。

ウ 各回のターゲットや内容等を踏まえ、参加しやすい日時にすること。

エ 企画内容は、事業目的の達成に向けて適切なものとする。

オ ゲストスピーカーについては、テーマに応じて参加者が共感や憧れを抱くような地域活動の実践者である十勝在住者を招くこと。進行役については、テーマをよく知る十勝在住者を招くこと。

カ イベントの開催にあたっては、インターネットを経由する攻撃、不正等に対し必要な対策を講じ、かつ良好な通信環境が整っている会場とすること。

キ イベントの開催・配信にあたっては、著作権・肖像権・個人情報保護等への処理を適切に行うこと。

ク イベント終了後は参加者あてアンケート等でフォローアップすることで、更に十勝に関心を深めるきっかけづくりを行うこと。

(2) 十勝地域プロモーション動画の作成と広報PRについて

【十勝地域プロモーション動画の作成】

ア 広く十勝内外の方が視聴し、十勝の魅力に気づき、地域のために何か活動したくなるような、十勝関係人口創出のプロモーション動画（1～3分程度）とそのサムネイルを作成し、動画配信サービス（YouTube等）によりアーカイブ配信すること。また、動画のリンクをSNS等で広く拡散するよう努めること。（本事業のイベント映像も公開型とした回に限って動画に入れる。）

※動画のイメージ例：【国土交通省北海道開発局】地域の未来を応援する「自動運転バス」
※動画の要素（イメージ）：オンライン交流の楽しい様子、移住、ワーケーション、十勝の暮らし、十勝の仕事、観光、農業、宇宙、美しい風景、ふるさと納税、地域おこし協力隊の活躍、その他十勝総合振興局のこれまでの人口減少や移住施策などの十勝を象徴し、十勝の関係人口として活動している人の映像や写真

【イベント PR】

ア イベントの参加募集にあたっては、ターゲット層に応じた適切な媒体を選び、多くの人の目に留まり十勝ファンの参加意欲を喚起するように、創意工夫すること。

イ イベントを公開型とした場合、記録動画とそのサムネイルを作成し動画配信サービス (YouTube 等) によりアーカイブ配信すること。

ウ イベントや動画を周知するチラシを電子データ (PDF 等) で作成し、十勝総合振興局へ提供すること。

(3) 本事業の総括及び次年度以降の十勝に係る関係人口創出事業の取組案の検討

ア オンラインイベントの効果検証を行い、次年度に向けた施策方向性を提示すること。

(4) 業務報告書の作成

ア 上記(1)～(3)の事業成果について、本事業の総括及び次年度以降の取組案に係る取りまとめ方を報告書（概要版を含む）とし、紙媒体 (A4 版) 25 部及び電子データ 1 部を提出すること。また、成果品一式を紙媒体 (A4 版) 及び電子媒体 (CD-R, DVD 等) により 1 部を提出すること。

(5) 本委託業務全体の留意事項について

ア 本委託業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、北海道に帰属させること。また、受注者は、本委託業務に係る著作権を北海道に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。

4 委託期間

契約の日から令和 4 年 (2022 年) 3 月 11 日 (金) まで

5 予算上限額

868 千円 (消費税及び地方消費税を含む)

なお、本事業の遂行にあたっては、委託者である北海道十勝総合振興局と連携を密にして業務を進めるため、打合せを一定程度行うこととし、委託料の中に当該打ち合わせに必要な経費を計上すること。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

ア 本委託業務を遂行する上で、専門的な知識・ノウハウを有しているか。

イ 業務の企画・実施にあたり、必要な業務処理体制を構築しているか。

(2) 企画提案内容

ア オンラインイベントの形式 (システム・人数・日時・環境) は適切か。ターゲット、目的、テーマ設定は明確で事業目的に適うものか。

イ 企画内容は、ゲストスピーカーと進行役の選定など事業目的の達成に向けて適切な内容となっているか。

ウ イベント後に参加者が更に関心を深めるきっかけづくりは適切に仕組みられているか。

(3) 十勝地域プロモーション動画の作成と広報 PR

ア 十勝関係人口創出プロモーション動画は、魅力的なものを提案しているか。

イ 参加者募集にあたり、広報戦略は創意工夫しているか。

(4) 本事業の総括及び次年度以降の十勝関係人口創出事業の取組案の検討

ア オンラインイベントの効果検証及び次年度以降の関係人口創出事業の検討は、適切な手法となっているか。

(5) 業務報告書の作成

ア 業務報告書の作成について、適切な取りまとめ方が示されているか。

7 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び関係資料を提出すること。

(1) 提出書類 参加表明書（別添様式による）、関係資料

(2) 提出部数 参加表明書、関係資料とも1部

(3) 提出期限 令和3年(2021年)8月4日(水)午後5時(必着)

(4) 提出場所 11の(5)のとおり

(5) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

8 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類 企画提案書（別添様式による）、関係資料（A4サイズの任意様式による）

(2) 提出部数 企画提案書、関係資料とも6部

※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。
文中にも記載しないよう注意すること。

(3) 提出期限 令和3年(2021年)8月25日(水)午後5時(必着)

(4) 提出場所 11の(5)のとおり

(5) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

9 企画提案書に関するヒアリング

(1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。

ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。

(2) 企画提案書を提出する事業者が5者を超えた場合は、書類審査を行い、ヒアリングの参加者を選定する場合がある。

(3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。

(4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

10 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。

(3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道十勝総合振興局に帰属するものとする。

11 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 契約書

別途作成する。

(3) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本委託業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(5) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課地域振興係(担当：滝下、鈴木)

住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地

電 話：0155-26-9039

F A X：0155-22-0185